

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むアフガニスタンの経済する生産物及び債務購入するための資金を贈与すること。	3,000,000千円	H20.3.17 カブール で (同日)	日本側 佐藤英夫在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 モハンマド・カビール・フアラヒー政務担当外務副大臣	H20.3.31 214号
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国における「タハーリル能力強化計画」のための贈与に関するアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	アフガニスタン・イスラム共和国における「タハーリル能力強化計画」の必要資金の贈与及び役務の調達に必要資金の贈与	1,130,000千円	H20.7.28 カブール で (同日)	日本側 佐藤英夫在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 アンワール・ウル・ハック・アハダイ財務大臣	H20.8.8 451号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、 と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。